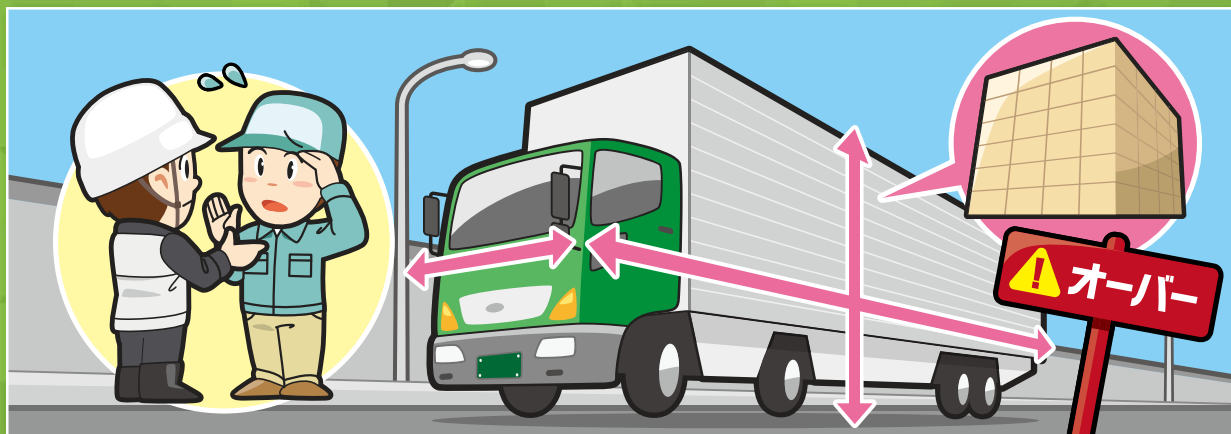


首都高速道路の車両制限について



道路は一定の構造基準により造られています。このため、道路法及び車両制限令では、道路の構造を保全し、交通の危険を防止するため、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度（一般的制限値）を次のとおり定めています。

最高限度（一般的制限値）	
総重量	20.0t
輪荷重	5.0t
軸重	10.0t
隣接軸重	18.0~20.0t
長さ	12.0m
幅	2.5m
高さ	3.8m
最小回転半径	12.0m

重さ指定道路については、
車両の長さや最遠軸距に応じて、
最大25.0tまで許可なく通行できます。

左記の制限を超える**特殊な車両**を
通行させるときには通行しようとする
道路の道路管理者に申請し、
許可を受けなければなりません。

高さ指定道路については、
一定の条件下で**4.1m**まで許可なく
通行できます。

車両制限令違反の取締強化

首都高速道路(株)では重量超過等の違反が後を絶たず、道路を著しく劣化させる要因となっていることを踏まえ、道路構造の保全、道路法令違反抑止及び安全走行の啓発を目的として、違反車両に対する徹底した指導取締りを強化しています。

大口・多頻度割引停止措置等の適用

車両制限令違反の取締強化と共に、平成28年10月1日より首都高速道路も大口・多頻度割引停止措置等の適用対象となりました。なお、詳しい内容等については当社HPを参照ください。

www.shutoko.co.jp/company/press/h28/data/09/29_stop/

首都高速道路 の 取組み



ご注意

- 許可証は車両に備え付けていますか？ → **車両に備え付けていなければ無許可通行と同じ罰則が適用されます。**
- 許可証に記載された通行経路を守っていますか？ → **通行経路以外の路線は無許可通行となります。**
- 許可証の期限が過ぎていませんか？ → **期限切れは無許可通行となります。**



罰則

許可なく又は許可条件に反して特殊な車両を通行させた者、又は道路監理員の命令に違反した者等に対しては、罰則が定められています。この罰則は、違反した運転手ばかりでなく、事業主体である法人等にも同じように科されます。

通行制限区分図



首都高速道路株式会社 (特殊車両担当窓口) **03-5640-4837**

<http://www.shutoko.jp/use/restriction/about/>

